

## 2 申告所得税

統計表を見る方のために

### 1 利用上の注意

この章は、平成22年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成23年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正決定等による申告所得税の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、給与所得者等で源泉徴取による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。

### 2 人員の集計方法について

#### (1) 「2-1 課税状況」及び「2-2 所得階級別人員」

所得者区分	所得者の定義
事業所得者	各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者を掲げた。
その他所得者	各種の所得を有する者で、事業所得者以外の者を掲げた。
不動産所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも不動産所得の金額の方が大きい者を掲げた。
給与所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも給与所得の金額の方が大きい者を掲げた。
雑所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得の金額のいずれよりも雑所得の金額の方が大きい者を掲げた。
他の区分に該当しない所得者	その他所得者のうち、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の者を掲げた。

(注) 上記の判定を行う場合の各種所得の金額について

- 各種所得の金額の計算上生じた損失額がある場合には、その損失額はないものとした。
- 総合課税の長期譲渡所得の金額又は一時所得の金額がある場合には、それぞれその金額の2分の1に相当する金額とした。
- 分離課税の譲渡所得の金額がある場合には、その金額から譲渡所得の特別控除額を控除した後の金額によった。

#### (2) 「2-3 所得種類別人員、所得金額」

所得区分	主たる	従たる
事業所得	営業等所得及び農業所得の人員の合計を掲げた。	各種所得金額を有する者を掲げた(主たるに計上される場合を除く)。
営業等所得	各種所得の金額のうち営業等所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
農業所得	各種所得の金額のうち農業所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
利子所得	各種所得の金額のうち利子所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
配当所得	各種所得の金額のうち配当所得の金額(申告分離課税を選択した上場株式等にかかる配当所得を含む。)が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
不動産所得	各種所得の金額のうち不動産所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
給与所得	各種所得の金額のうち給与所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
総合譲渡所得	各種所得の金額のうち総合譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
一時所得	各種所得の金額のうち一時所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
雑所得	各種所得の金額のうち雑所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者、またはいずれにも該当しない者を掲げた。	
分離短期譲渡所得	各種所得の金額のうち分離短期譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
分離長期譲渡所得	各種所得の金額のうち分離長期譲渡所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
株式等の譲渡所得等	各種所得の金額のうち株式等の譲渡所得等の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
山林所得	各種所得の金額のうち山林所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	
退職所得	各種所得の金額のうち退職所得の金額が他の各種所得の金額のいずれよりも大きい者を掲げた。	

3 申告所得税の税率等（平成22年分）  
（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）

課税所得金額	税率	控除額
195万円未満の場合	5%	0円
330万円未満の場合	10%	97,500円
695万円未満の場合	20%	427,500円
900万円未満の場合	23%	636,000円
1,800万円未満の場合	33%	1,536,000円
1,800万円以上の場合	40%	2,796,000円

4 申告所得税の主な諸控除等（平成22年分）

(1) 所得控除

- イ 基礎控除 …………… 380,000円
- ロ 配偶者控除 …………… 380,000円
- ただし、  
老人控除対象配偶者 …………… 480,000円  
同居特別障害者である控除対象配偶者 …… 730,000円  
同居特別障害者である老人控除対象配偶者… 830,000円

ハ 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額
380,000円まで	0円
380,001円から 399,999円まで	380,000円
400,000円から 449,999円まで	360,000円
450,000円から 499,999円まで	310,000円
500,000円から 549,999円まで	260,000円
550,000円から 599,999円まで	210,000円
600,000円から 649,999円まで	160,000円
650,000円から 699,999円まで	110,000円
700,000円から 749,999円まで	60,000円
750,000円から 759,999円まで	30,000円
760,000円以上	0円

- ニ 扶養控除 …………… 380,000円
- ただし、  
特定扶養親族 …………… 630,000円  
老人扶養親族のうち同居老親等 …………… 580,000円  
老人扶養親族のうち同居老親等以外 …… 480,000円
- なお、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合は

350,000円を加算した額

- ホ 雑損控除 …… 次の(イ)又は(ロ)のいずれか多い方の金額  
(イ) 災害等の損失額で総所得金額等の10%を超える金額  
(ロ) 災害関連支出の金額で50,000円を超える金額
- ヘ 医療費控除 …… 支払った医療費から100,000円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額  
(最高200万円)

ト 生命保険料控除

- (イ) 一般の生命保険料  
支払保険料の金額に応じて次の区分の金額  
A 25,000円以下の場合  
全額  
B 25,000円を超え50,000円以下の場合  
支払保険料×1/2 + 12,500円  
C 50,000円を超える場合  
支払保険料×1/4 + 25,000円（最高5万円）
- (ロ) 個人年金保険料  
(イ)の計算に同じ
- (ハ) (イ)と(ロ)がある場合  
(イ)と(ロ)の合計

チ 社会保険料控除 …… 支払った社会保険料の全額

リ 地震保険料控除

- (イ) 地震保険料  
支払保険料の金額に応じて次の区分の金額  
A 50,000円以下の場合  
全額  
B 50,000円を超える場合  
50,000円
- (ロ) 旧長期損害保険料  
支払保険料の金額に応じて次の区分の金額  
A 10,000円以下の場合  
全額  
B 10,000円を超え20,000円以下の場合  
支払保険料 × 1/2 + 5,000円  
C 20,000円を超える場合  
15,000円
- (ハ) (イ)と(ロ)がある場合  
(イ)と(ロ)の合計（最高50,000円）

ヌ 小規模企業共済等掛金控除 …… 支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く。)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額

ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 …… 270,000円  
ただし、特別障害者 …………… 400,000円  
特定の寡婦 …………… 350,000円

ロ 寄附金控除 …… 特定寄附金の額と総所得金額等の40%のいずれか少ない方の金額のうち、2,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

- イ 配当控除 …… 原則として、①剰余金の配当等に係る配当所得の金額の10%と、②特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の5%との合計額(課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、①は5%、②は2.5%)。ただし、基金利息、特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金、投資法人の投資口の配当等、外国法人からの配当金や確定申告しないこと又は申告分離課税を選択した配当所得等は配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 … 外国所得税のうち、次の算式により計算した控除限度額までの金額

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}} \times \text{その年分の所得税額}$$

ハ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除  
家屋の新築・購入・増改築をした場合に次のとおり適用される。

A 平成11年1月1日から平成11年12月31日までの間に居住の用に供した場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る} \\ \text{借入金又は債務の年} \\ \text{末残高 5,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.5\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高25万円})$$

B 平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る} \\ \text{借入金又は債務の年} \\ \text{末残高 5,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.75\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高37万5千円})$$

C 平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る} \\ \text{借入金又は債務の年} \\ \text{末残高 5,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高50万円})$$

D 平成17年中に居住の用に供した場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る} \\ \text{借入金又は債務の年} \\ \text{末残高 4,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高40万円})$$

E 平成18年中に居住の用に供した場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る} \\ \text{借入金又は債務の年} \\ \text{末残高 3,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \end{array} \right] \quad (\text{最高30万円})$$

F 平成19年中に居住の用に供した場合  
(Gを選択する場合を除く)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る} \\ \text{借入金又は債務の年} \\ \text{末残高 2,500万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高25万円})$$

G 平成19年中に居住の用に供し、Fに代えて控除額の特例を選択する場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る} \\ \text{借入金又は債務の年} \\ \text{末残高 2,500万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right] \times 0.6\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高15万円})$$

H 平成20年中に居住の用に供した場合  
(Iを選択する場合を除く)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借} \\ \text{入金又は債務の年末残} \\ \text{高 2,000万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高20万円})$$

I 平成20年中に居住の用に供し、Hに代えて控除額の特例を選択する場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る借} \\ \text{入金又は債務の年末残} \\ \text{高 2,000万円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 0.6\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \end{array} \right] \quad (\text{最高12万円})$$

J 平成21年中に居住の用に供した場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅の取得等に係る} \\ \text{借入金又は債務の年} \\ \text{末残高 5,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高50万円})$$

ニ 特定増改築等住宅借入金等特別控除

A 家屋の高齢者等居住改修工事等をして、ハのFに代えて選択する場合に適用される

$$\left[ \begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高の 200万円以下} \\ \text{の部分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[ \begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高1,000万} \\ \text{円以下の部分} \\ \text{の金額} \\ \text{-(A)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満} \\ \text{の端数切} \\ \text{捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高12万円})$$

B 家屋の断熱改修工事等をして、ハのHに代えて選択する場合に適用される

$$\left[ \begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高の 200万円以下} \\ \text{の部分の金額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[ \begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年} \\ \text{末残高1,000万} \\ \text{円以下の部分} \\ \text{の金額} \\ \text{-(A)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \rightarrow \left[ \begin{array}{l} \text{100円未満} \\ \text{の端数切} \\ \text{捨て} \end{array} \right] \quad (\text{最高12万円})$$

ホ 住宅耐震改修特別控除

A 平成21年1月1日から平成22年12月31日の間に居住の用に供した場合

$$\left( \begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に要した費用の額と住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right) \times 10\% \cdots \rightarrow \left( \begin{array}{l} \text{100円未満の端数切捨て} \end{array} \right)$$

(最高20万円)

ヘ 住宅特定改修特別税額控除

家屋について高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等を含む増改築等をして、平成21年4月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合に、上記ハ又はニの適用との選択により適用できる。

A 高齢者等居住改修工事等を行った場合

$$\left( \begin{array}{l} \text{高齢者等居住改修工事等に要した費用の額と高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額のいずれか少ない方の金額(最高200万円)} \end{array} \right) \times 10\% \cdots \rightarrow \left( \begin{array}{l} \text{100円未満の端数切捨て} \end{array} \right)$$

(最高20万円)

B 家屋の一般断熱改修工事等を行った場合

$$\left( \begin{array}{l} \text{一般断熱改修工事等に要した費用の額と一般断熱改修工事等の耐震工事の標準的な費用の額のいずれか少ない方の金額(最高200万円、(太陽光発電設備設置工事等を含む場合は、最高300万円))} \end{array} \right) \times 10\% \cdots \rightarrow \left( \begin{array}{l} \text{100円未満の端数切捨て} \end{array} \right)$$

(最高20万円 (太陽光発電設備設置工事等を含む場合は、最高30万円))

ト 認定長期優良住宅新築等特別税額控除

認定長期優良住宅の新築をし、又は新築で購入をして、平成21年6月4日以後に居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときに適用できる。

$$\left( \begin{array}{l} \text{認定長期優良住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的な増し費用の額(最高1,000万円)} \end{array} \right) \times 10\% \cdots \rightarrow \left( \begin{array}{l} \text{100円未満の端数切捨て} \end{array} \right)$$

(最高100万円)

## 5 平成22年分申告所得税の青色申告の主な特典

### 〔棚卸資産の評価関係〕

- 1 棚卸資産の低価法による評価の選択

### 〔減価償却費等関係〕

- 2 耐用年数の短縮
- 3 機械装置の増加償却
- 4 陳腐化資産の特別な償却
- 5 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却
- 6 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却
- 7 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却
- 8 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却
- 9 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却
- 10 特定設備等の特別償却
- 11 地震防災対策用資産の特別償却
- 12 事業革新設備等の特別償却
- 13 特定電気通信設備等の特別償却
- 14 集積区域における集積産業用資産の特別償却
- 15 資源再生化設備等の特別償却
- 16 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却
- 17 特定地域における工業用機械等の特別償却
- 18 医療用機器等の特別償却
- 19 建替え病院用等建物の特別償却
- 20 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等
- 21 支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却
- 22 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却
- 23 特定再開発建築物等の割増償却
- 24 倉庫用建物等の割増償却

### 〔引当金・準備金関係〕

- 25 貸金に係る貸倒引当金の設定
- 26 返品調整引当金の設定
- 27 退職給与引当金の設定
- 28 金属鉱業等鉱害防止準備金の積立て
- 29 特定災害防止準備金の積立て
- 30 特別修繕準備金の積立て
- 31 探鉱準備金の積立て
- 32 農業経営基盤強化準備金の積立て

### 〔所得の特別控除関係〕

- 33 新鉱床探鉱費の特別控除
- 34 青色申告特別控除

### 〔その他の所得計算の特例関係〕

- 35 青色事業専従者給与の必要経費算入
- 36 必要経費に算入される家事関連費
- 37 小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例（現金主義による所得計算）
- 38 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例

### 〔税額控除関係〕

- 39 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- 40 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- 41 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- 42 事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- 43 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- 44 中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除
- 45 教育訓練費の額がある場合の所得税額の特別控除

### 〔純損失関係〕

- 46 純損失の繰越控除
- 47 純損失の繰戻しによる還付

### 〔更正等の手続関係〕

- 48 更正の制限
- 49 更正の理由附記
- 50 更正に対する不服申立ての場合の異議申立てと審査請求の選択